労働保険料の使途等について

労災保険料

労災保険給付等

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で 負傷した場合、病気になった場合や亡くなった場合に被災労働者や遺族を保護する ため、必要な給付を行っています。

社会復帰促進等事業

被災労働者の円滑な社会復帰の促進 や被災労働者とその遺族の援護を図る ために、3つの事業を行っています。

- 1. 社会復帰促進事業
- 2. 被災労働者等援護事業
- 3. 安全衛生確保等事業

雇用保険料

失業等給付

①労働者が失業した場合、②労働者に 雇用の継続が困難となる事由が生じた 場合、③労働者が自ら教育訓練を受けた 場合に、生活および雇用の安定と就職の 促進を図るための給付を行っておりま す。

雇用保険二事業

失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発を図るための事業を行っております。

たとえば、雇用維持のための事業主に 対する助成金の支給、若者や子育て女性 に対する就労支援などを行っています。